

改正

令和3年9月10日要綱第20号

浦臼町子育て支援子育て用品リース助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浦臼町子育て用品リース助成金(以下「リース助成金」という。)の交付に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 リース助成金は、乳幼児を養育する保護者に対し、その乳幼児が必要とする子育て用品のリースに当たり助成金を交付することにより、乳幼児期の子育てに係る経済的負担を軽減し、乳幼児の健やかな成長に寄与するとともに、子育て支援及び定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 本町の住民基本台帳(以下「住民基本台帳等」という。)に記載されている児童のうち満2歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 住民基本台帳等に記載されている親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で、乳幼児を現に監護するものをいう。
- (3) 子育て用品 ベビーベッド、ベビーバス、ベビースケール、ベビーラック及びチャイルドシートをいう。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 交付申請日に浦臼町に住所を有する保護者であること。
- (2) 子育て用品のリース開始日における乳幼児の保護者とする。ただし、リース開始日に出生していない場合は、交付申請日における乳幼児の保護者とする。
- (3) 保護者が本町の町税等を滞納していないこと。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者は、浦臼町子育て用品助成金交付申請書(別記様式第1号)に、交付対象者及びその乳幼児の健康保険証又は母子健康手帳の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 助成金の交付を受けられるのは、出生した者1名につき子育て用品各1回限りとする。

(助成金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに決定内容を浦臼町子育て用品助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により、申請者に通知する。

(子育て用品のリース)

第7条 前条の交付決定を受けた申請者は、町が指定する店舗(以下「指定店」という。)において、子育て用品のリース契約を行い、浦臼町子育て用品リース開始通知書(別記様式第3号)に、契約書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の額及びリース期間)

第8条 助成金の上限及びリース期間については、次の表に掲げるものとする。また、本事業に係るリース用品の送料についても、町により負担する。

対象用品	助成金の上限(月額)	リース対象期間
ベビーベッド	3,300円(税別)	24か月
ベビーバス	900円(税別)	6か月
ベビースケール	3,500円(税別)	6か月
ベビーラック	4,800円(税別)	24か月
チャイルドシート	3,500円(税別)	24か月

2 リース期間は、前項表中のリース対象期間にかかわらず、満2歳になる月の末日をもって終了する。

(リース用品の変更の届出)

第9条 第6条の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、子育て用品のリースに係る契約に変更があったときは、直ちに変更の内容を浦臼町子育て用品リース変更通知書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付方法)

第10条 助成金の交付は、原則としてリース料金の代納により行う。ただし、送料については、この限りではない。

(助成金の返還)

第11条 町長は虚偽の申請その他、不正な方法により助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月10日要綱第20号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年10月1日から適用する。